証券コード　3906
平成30年３月８日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
株 式 会 社 ＡＬＢＥＲＴ
代表取締役社長　　上村　崇

第13回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年３月26日（月曜日）午後７時までに到着するよう、ご送付いただきたくお願い申し上げます。**

敬具

記

１．日　　時　平成30年３月27日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は、午前９時30分を予定しております。）

２．場　　所　東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
新宿野村ビル48階 コンファレンスプラザ
（末尾の会場案内図をご参照ください。）

３．株主総会の目的事項

報告事項

第13期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）事業報告の内容報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役２名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

以上

本株主総会におきましては、おみやげの配布は予定しておりません。何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
○招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.albert2005.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（ 添付書類 ）

事 業 報 告

〔平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで〕

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、緩やかな景気回復基調が継続し、企業収益や雇用・所得環境の改善が見られましたが、米国政権の影響や地政学的なリスクの高まりなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

一方、当社の事業分野、特にディープラーニング技術を活用したAI市場においては、自動運転技術開発をはじめとし、ドローン、IoT（モノのインターネット）、Fintech（IT技術を使った新たな金融サービス）等、各分野での需要拡大が顕在化しております。

このような事業環境のもと、平成28年12月期より事業セグメントを「データソリューション事業」へと改訂、AIやIoT領域への本格参入ならびに事業拡大を視野に入れ、積極的な研究開発と人材投資を推進して参りました。

具体的には、平成28年12月に機械学習技術（自然言語処理）を応用したチャットボット型接客ツール「Proactive AI（プロアクティブ エーアイ）」をリリースする等、AI、ディープラーニング等の研究成果を基にした製品・サービスの開発に注力して参りました。

また、業務提携および協業に関しては、半導体商社大手の株式会社マクニカと、当社が強みとするAI・ディープラーニング技術を応用し、「スマートファクトリー化を実現するソリューションを共同で提供する」ことを目的とした事業提携を実施し、両社の強みを活かした共同ソリューションの開発に着手しております。

技術者派遣大手の株式会社テクノプロとは、「更なる不足が見込まれるデータサイエンティストの育成・創造」を目的とした協業を発表し、拡大を続けるビッグデータ分析需要を重要な収益獲得機会の一つとして位置付け、アプローチを開始しております。

業績面に関しては、平成29年２月14日に公表しました予想値に対し、売上高は上回り、利益面は大幅に改善いたしました。特に、営業利益、経常利益、当期純利益においては、売上原価の低減を主要因として、自社プロダクト開発にかかる研究開発費用の最適化および外注費削減へ向けた施策が奏功いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は872,283千円（前年同期比59,450千円増）、営業損失161,027千円（前事業年度は営業損失107,484千円）、経常損失158,133千円（前事業年度は経常損失121,029千円）、当期純損失172,977千円（前事業年度は当期純損失279,345千円）となりました。

なお、当社はデータソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区　　分		第10期 平成26年12月期	第11期 平成27年12月期	第12期 平成28年12月期	第13期 平成29年12月期 (当事業年度)
売上高	(千円)	918,547	959,315	812,833	872,283
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	161,100	△43,500	△121,029	△158,133
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	167,215	△185,370	△279,345	△172,977
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	91.37	△90.48	△128.33	△71.30
総資産	(千円)	578,659	973,170	3,152,521	3,015,074
純資産	(千円)	388,682	857,420	823,995	843,585
1株当たり純資産額	(円)	212.39	394.85	345.66	325.52

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(9) 対処すべき課題

当社は、以下の対処すべき課題に積極的に取り組む方針であります。

① クロスセルの推進

当社のサービスを既にご利用いただいているユーザの皆様には、複数のサービスを相互に利用していただけるようにクロスセル提案体制を強化し、データサイエンスのトータルソリューションの事業領域における提案力を高めて参ります。また新規ユーザ獲得のため、展示会やセミナーの継続的な開催および出展、WebサイトやFacebookページ等を活用した情報発信、提携企業との更なる連携強化などに取り組んで参ります。

② ブランド形成への取組み

当社が提供する機械学習技術（自然言語処理）を応用したチャットボット型接客ツール「Proactive AI」は、大手企業、自治体を中心に引き合いが増えており、その製品力が業界内で高い評価を得ております。競争優位性を維持していくためには、更なる機能向上など製品開発を行っていく必要があるため、ブランド形成に向けて継続的に取り組んで参ります。

③　プロジェクト管理

業容拡大に伴い、案件単位において受注単価増大および長期化の傾向があり、業務推進体制がより複雑化しています。このような状況のもと、各プロジェクトごとの作業工数をより正確にリアルタイムで把握できるようなシステムの構築などにより工程管理を一層強化し、業務効率化を図っていくことが重要であると考えております。サービス品質の向上にも同時に取り組むとともに、コストを削減し、業務稼働率を一層向上させる施策を全社的に推進して参ります。

④ 情報管理体制の強化

デジタル化の進展に伴い、パーソナルデータを含む様々な匿名データを直接・間接に入手できるようになり、自社が保有する顧客の実名データと紐づけることで、顧客の属性・行動を網羅的に把握し、精度の高い顧客分析や、ターゲットの抽出、マーケティングROI（投資対効果）測定などへの様々な活用が可能です。当社はこれらの支援を行うことを主力事業としており、顧客から分析データを預って業務を請負うときのデータ保護には細心の注意を払っておりますが、更なる運用強化を図っていくことが重要と考えております。

⑤ 人材・組織体制

当社は、今後の成長のためには優秀な人材確保と教育体制の充実による継続的な人材育成が不可欠であると認識しております。各人の力を最大限に引き出すことによりそれを組織力に変えていくことが企業価値向上に繋がると考えます。成長フェーズに合った評価制度をしっかり運用するとともに、役員および従業員の自立性を高め、常に最適な組織体制を模索していく方針であります。

⑥ 次世代サービスの開発

近年のAIやIoTに対する関心の高まりに象徴されるように、データ分析および関連事業は今後ますます市場の成長が見込まれております。今後の課題として、市場のニーズに合ったサービスをいち早く投入していくことを念頭に、特にライセンスフィーモデルおよび保守運用サポートによるストック型の収益を安定的に獲得することができるサービスの開発を継続的に行い、更なるステップアップを視野に入れた事業の収益性向上を目指して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、「分析力」をコアコンピタンスとして、プライベートDMP（smarticA!DMP）の構築・提供、各種アナリティクスコンサルティングなど、データソリューション事業を展開しております。

(12) 主要な営業所

名　称	所　在　地
本社	東京都新宿区西新宿一丁目26番２号

(13) 従業員の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
88名	20名増	34.0歳	2.7年

(14) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況 （平成29年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 9,500,000株
② 発行済株式の総数 2,585,250株
③ 株主数 2,618名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ウィズ・アジア・エボリューションファンド投資事業有限責任組合	348,250 株	13.5 %
Ａ＆Ｔ投資事業有限責任組合	263,900	10.2
上村　崇	200,800	7.8
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	188,300	7.3
株式会社SBI証券	99,500	3.8
楽天証券株式会社	38,800	1.5
佐藤　めぐみ	36,200	1.4
鈴木　俊明	34,700	1.3
ＧＭＯクリック証券株式会社	32,800	1.3
マネックス証券株式会社	32,500	1.3

(2) 新株予約権等の状況 （平成29年12月31日現在）

① 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

		第９回新株予約権
発行決議日		平成24年4月13日
新株予約権の数		222個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　22,200株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		200円
権利行使期間		平成26年4月14日から 平成34年4月13日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　222個 目的となる株式数　22,200株 保有者数　１名
	社外取締役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―名
	監査役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―名

（注） 権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」による。

		第12回新株予約権
発行決議日		平成25年12月17日
新株予約権の数		375個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　37,500株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		200円
権利行使期間		平成27年12月18日から 平成35年12月17日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　375個 目的となる株式数　37,500株 保有者数　1名
	社外取締役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―名
	監査役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―名

（注）　権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」による。

		第13回新株予約権
発行決議日		平成28年1月29日
新株予約権の数		1,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　120,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり1,200円 （新株予約権の目的である株式 １株当たり12円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり171,500円 （新株予約権の目的である株式 １株当たり1,715円）
権利行使期間		平成30年4月1日から 平成36年2月18日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　1,200個 目的となる株式数　120,000株 保有者数　１名
	社外取締役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―名
	監査役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―名

（注）　権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」による。

②　その他新株予約権等に関する重要な事項

	第１回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行日	平成28年12月８日
新株予約権の数	33個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,641,750株
転換価格	1,211円
新株予約権の行使期間	平成28年12月８日から平成31年12月26日
新株予約権付社債の残高	1,988,159千円

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年12月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	上村　　崇	
取締役	江尻　　隆	株式会社ウィズ・パートナーズ 取締役
取締役	松村　　淳	株式会社ウィズ・パートナーズ 代表取締役ＣＯＯ
取締役	飯野　　智	
取締役	竹田　　浩	
取締役	渡邊　敦彦	株式会社ファインドスター 代表取締役社長
常勤監査役	谷本　篤彦	
監査役	保月　英機	
監査役	江南　清司	

（注）１．取締役 江尻隆氏、松村淳氏、飯野智氏及び竹田浩氏は、平成29年３月29日付で取締役に就任いたしました。
２．取締役 古田利雄氏は、平成29年３月29日付で退任いたしました。
３．江尻隆氏、松村淳氏、飯野智氏、竹田浩氏及び渡邊敦彦氏は、社外取締役であります。なお、渡邊敦彦氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
４．谷本篤彦氏及び江南清司氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
５．監査役江南清司氏は、上場企業における経理・財務・会計業務等に関する豊富な経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	７名（６名）	35,550千円（5,550千円）
監査役（うち社外監査役）	３名（２名）	8,400千円（7,200千円）
合　計	10名（８名）	43,950千円（12,750千円）

（注）１．取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成26年10月15日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人を含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成26年10月15日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・取締役江尻隆氏は、株式会社ウィズ・パートナーズの取締役であります。株式会社ウィズ・パートナーズの組成するウィズ・アジア・エボリューションファンド投資事業有限責任組合は、平成29年12月31日現在で、当社株式を348,250株保有しており、当社の第１回無担保転換社債型新株予約権付社債を保有しております。

・取締役松村淳氏は、株式会社ウィズ・パートナーズの代表取締役ＣＯＯであります。株式会社ウィズ・パートナーズの組成するウィズ・アジア・エボリューションファンド投資事業有限責任組合は、平成29年12月31日現在で、当社株式を348,250株保有しており、当社の第１回無担保転換社債型新株予約権付社債を保有しております。

・取締役渡邊敦彦氏は、株式会社ファインドスターの代表取締役社長であります。同社と当社との間には重要な取引等の特別な関係はございません。

② 他の法人等の社外役員の兼任状況

・取締役江尻隆氏は、名取法律事務所のシニアパートナー、ディップ株式会社の社外監査役、株式会社オービックの社外取締役を兼務しておりますが、同事務所及び同社と当社の間には重要な取引等の特別な関係はございません。

・取締役松村淳氏は、ナノキャリア株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、同社と当社の間には重要な取引等の特別な関係はございません。

③ 当期における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	江尻　　隆	当期開催の取締役会18回のうち13回（取締役就任後の全回）に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、適法性に関しても弁護士の見地から必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	松村　　淳	当期開催の取締役会18回のうち13回（取締役就任後の全回）に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、財務及び会計に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	飯野　　智	当期開催の取締役会18回のうち13回（取締役就任後の全回）に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、財務及び会計に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	竹田　　浩	当期開催の取締役会18回のうち13回（取締役就任後の全回）に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、財務及び会計に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	渡邊　敦彦	当期開催の取締役会18回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、財務及び会計に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	谷本　篤彦	当期開催の取締役会18回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、財務及び会計に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。 また、当期開催の監査役会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	江南　清司	当期開催の取締役会18回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、財務及び会計に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。 また、当期開催の監査役会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、各社外取締役及び各社外監査役との間に、会社法第423条第１項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4．会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭及びその他財産上の利益の合計額	18,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の手続き・体制等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

５．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①法令・定款及び社会規範を遵守するための「ALBERT行動規範」を制定し、全社に周知・徹底します。

②コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたります。

③コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

④内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。

⑤当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び情報管理規程等に基づき、適正に保存及び管理を行ないます。

②取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図ります。これに従いリスク管理にかかる「リスク管理マニュアル」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離します。

②取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、事業運営の迅速化を図ります。

③取締役会を18回開催するほか、必要に応じて適宜開催します。

⑸ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①当面、監査役スタッフは置かないものの、業務監査及び日常業務については経営管理部の補助を受けるものとします。

②また将来監査役スタッフが求められた場合、会社は監査役会と協議の上その人選を行うものとします。

⑹ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

①監査役は、取締役会のほか執行役員会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務の執行状況の報告を求めることができるものとします。

②取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告するものとします。

③取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとします。

⑺ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保します。

②監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。

③監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。

⑻ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、代表取締役社長を筆頭として、財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築します。

⑼ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は、「ALBERT行動規範」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は以下のとおりであります。

①取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当該事業年度において取締役会を18回開催しております。

②監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査人との間で定期的に情報交換等を行なうことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③「ALBERT行動規範」に基づき、取締役及び使用人が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、内部監査人によるモニタリングを通じ、法令義務違反が発生した場合または発生する恐れのある場合は厳格な調査を行ない、客観的な事実関係を見極め、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図っております。

貸 借 対 照 表

（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,854,781**	**流動負債**	**182,678**
現金及び預金	2,678,581	買掛金	8,705
受取手形	23,302	未払金	41,518
売掛金	112,812	未払費用	55,587
仕掛品	11,109	未払法人税等	6,708
前渡金	5,165	未払消費税等	15,289
前払費用	23,848	前受金	1,494
その他	29	預り金	8,495
貸倒引当金	△68	賞与引当金	44,878
固定資産	**160,292**	**固定負債**	**1,988,809**
投資その他の資産	**160,292**	新株予約権付社債	1,988,159
投資有価証券	100,075	繰延税金負債	650
敷金及び保証金	52,354	**負債合計**	**2,171,488**
保険積立金	7,716	（純資産の部）	
長期前払費用	145	**株主資本**	**840,078**
		資本金	**883,544**
		資本剰余金	**544,544**
		資本準備金	544,544
		利益剰余金	**△588,011**
		その他利益剰余金	△588,011
		繰越利益剰余金	△588,011
		評価・換算差額等	**1,467**
		その他有価証券評価差額金	1,467
		新株予約権	**2,040**
		純資産合計	**843,585**
資産合計	**3,015,074**	**負債・純資産合計**	**3,015,074**

（注） 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで〕

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		872,283
売上原価		355,748
売上総利益		516,534
販売費及び一般管理費		677,562
営業損失		161,027
営業外収益		
受取利息	37	
為替差益	1,956	
投資事業組合運用益	1,462	
その他	705	4,162
営業外費用		
株式交付費	1,269	1,269
経常損失		158,133
特別利益		
有給休暇引当金戻入益	3,903	3,903
特別損失		
減損損失	16,457	16,457
税引前当期純損失		170,687
法人税、住民税及び事業税		2,290
当期純損失		172,977

（注） 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで〕

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成29年１月１日残高	787,333	448,333	448,333	△415,033	△415,033	820,634
事業年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	96,210	96,210	96,210		－	192,421
当期純損失			－	△172,977	△172,977	△172,977
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			－		－	－
事業年度中の変動額合計	96,210	96,210	96,210	△172,977	△172,977	19,443
平成29年12月31日残高	883,544	544,544	544,544	△588,011	△588,011	840,078

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成29年１月１日残高	1,321	1,321	2,040	823,995
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）		－		192,421
当期純損失		－		△172,977
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	146	146		146
事業年度中の変動額合計	146	146	－	19,590
平成29年12月31日残高	1,467	1,467	2,040	843,585

（注） 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（3）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づいております。

（4）引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

（追加情報）

従来、法定外有給休暇の買取支出に備え、将来買取りが必要と見込まれる額を有給休暇引当金として計上しておりましたが、経営改善の一環として当事業年度にて法定外有給休暇の買取制度を廃止いたしました。

これに伴い、当事業年度において「有給休暇引当金」を全額取崩し、買取希望者への支払いに充て、その残余額（3,903千円）を「有給休暇引当金戻入益」として計上しております。

（5）収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエアにかかる売上高及び売上原価の計上基準

①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウエア制作

工事進行基準（契約の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他のソフトウエア制作

工事完成基準

（6）消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

前事業年度において「損益計算書」の「営業外収益」項目として計上しておりました「講演料等収入」と「保険解約返戻金」については、重要性が乏しくなったため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

４．損益計算書に関する注記

（１）一般管理費に含まれる研究開発費　　106,992千円

（２）減損損失に関する事項

当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失額（千円）
全社資産	建物	東京都新宿区	1,204
	工具、器具及び備品	東京都新宿区	2,132
事業用資産	ソフトウエア	東京都新宿区	13,119
合　　計			16,457

当社は、原則として使用資産については全体でひとつの資産グループとしており、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っております。また、本社設備については共用資産としております。

当社は、継続的に営業損失を計上しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

なお、回収可能価額は使用価値を用いており、使用価値は零として評価しております。

５．株主資本等変動計算書に関する注記

（１）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	2,377,900株	207,350株	―株	2,585,250株

（注）発行済株式の総数は、新株予約権の行使により、増加しております。

（２）自己株式に関する事項

該当事項はありません。

（３）新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第２回新株予約権	普通株式	1,600	―	1,600	―	―
第７回新株予約権	普通株式	200	―	200	―	―
第９回新株予約権	普通株式	72,500	―	50,300	22,200	―
第10回新株予約権	普通株式	4,300	―	4,300	―	―
第11回新株予約権	普通株式	600	―	600	―	―
第12回新株予約権	普通株式	40,600	―	3,100	37,500	―
第13回新株予約権	普通株式	170,000	―	―	170,000	2,040
第１回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	1,791,000	―	149,250	1,641,750	―
合　計		2,080,800	―	209,350	1,871,450	2,040

（注）１．転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

２．第２回から第12回新株予約権の減少60,100株は、権利行使による減少58,100株、権利行使期間満了による減少1,600株および消却による減少400株であります。

３．第13回新株予約権につきましては、権利行使期間の初日が到来していないものであります。

４．第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

（４）剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	（千円）
繰越欠損金	142,681
減損損失	41,244
投資有価証券評価損	15,922
賞与引当金	13,849
未払費用	1,853
減価償却超過額	1,400
未払事業税	1,342
その他	2,420
繰延税金資産小計	220,714
評価性引当額	△220,714
繰延税金資産合計	―
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	650
繰延税金負債合計	650

7．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に金融機関からの借入や社債発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を定期的にモニタリングしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は、１年以内の支払期日となっております。また、買掛金、未払金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

転換社債型新株予約権付社債は、主に運転資金、設備投資資金及び研究開発を目的とした資金調達であります。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,678,581	2,678,581	―
(2) 受取手形	23,302	23,302	―
(3) 売掛金	112,812	112,812	―
貸倒引当金　※	△68	△68	―
	136,047	136,047	―
(4) 投資有価証券	83	83	―
(5) 敷金及び保証金	52,354	52,575	220
資産計	2,867,066	2,867,286	220
(1) 買掛金	8,705	8,705	―
(2) 未払金	41,518	41,518	―
(3) 新株予約権付社債	1,988,159	2,119,498	131,339
負債計	2,038,383	2,169,723	131,339

※　受取手形及び売掛金については対応している貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、回収見込額を残存契約期間に対応する安全性の高い債券の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 新株予約権付社債

新株予約権付社債の時価については、独立した第三者より入手した理論価格等を使用し合理的に時価を算定しております。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	2,678,581	－	－	－
受取手形	23,302	－	－	－
売掛金	112,812	－	－	－
合計	2,814,696	－	－	－

（注３）新株予約権付社債の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
新株予約権付社債	－	1,988,159	－	－
合計	－	1,988,159	－	－

（注４）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資事業有限責任組合出資金（貸借対照表計上額99,992千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

８．関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係
役員	松村　淳	―	―	当社取締役	被所有間接13.47%	役員の兼任（株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役）

取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
転換社債型新株予約権付社債の転換(注)	180,741	新株予約権付社債	1,988,159

（注）株式会社ウィズ・パートナーズの組成するウィズ・アジア・エボリューションファンド投資事業有限責任組合が、第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換を行ったものであり、行使価格は１株あたり1,211円であります。

９．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　　325円52銭

(2)　１株当たり当期純損失　　71円30銭

１０．重要な後発事象に関する注記

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は、平成30年２月14日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社従業員に対し、中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、新株予約権の発行を決議し、以下の概要の通り発行しております。

新株予約権の数	1,500個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	150,000株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権１個当たり160,900円 （新株予約権の目的である株式１株当たり1,609円）
新株予約権の行使期間	自　平成33年４月１日　至　平成35年３月１日
新株予約権の発行価格	新株予約権１個当たり1,500円 （新株予約権の目的である株式１株当たり15円）
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の払込期日	平成30年３月２日
新株予約権の割当日	平成30年３月２日
新株予約権の割当対象者	当社従業員

（注）本新株予約権の主要な行使条件は以下のとおりです。

① 新株予約権者は、平成30年12月期から平成32年12月期までの３事業年度における営業利益の額が次の各号に掲げる条件を全て満たしている場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

(a) 平成30年12月期の営業利益が0百万円を超過していること

(b) 平成31年12月期の営業利益が50百万円を超過していること

(c) 平成32年12月期の営業利益が150百万円を超過していること

ただし、上記の条件における営業利益の判定については、有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を用いるものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

② 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から２年を経過する日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が当該新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年２月14日

株式会社ＡＬＢＥＲＴ
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	俵　洋志	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中　量	印

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＡＬＢＥＲＴの平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年２月28日

株式会社ＡＬＢＥＲＴ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）　谷本　篤彦　　印

監査役　保月　英機　　印

社外監査役　江南　清司　　印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の強化およびコーポレートガバナンスのさらなる強化を目的として、取締役の任期を２年から１年に短縮することとし、現行定款第21条（取締役の任期）につき所要の変更を行います。

ただし、本決議の効力は本決議の効力発生後に選任された取締役に適用いたします。

２．定款変更の内容

定款変更の内容は次の通りであります。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第２号議案　取締役２名選任の件

取締役候補者の略歴は以下のとおりです。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	まつもと　たけし 松本　壮志 （昭和55年６月17日）	平成15年４月 株式会社ワールドインテック入社 平成16年４月 同社福岡営業所所長兼ＦＣ事業本部西日本事業統括部課長 平成17年１月 同社ＦＣ事業本部事業統括室長 平成18年４月 同社ＦＣ統括部門事業企画室長 平成20年12月 株式会社システムリサーチ入社 同社経営企画担当執行役員 平成21年７月 同社取締役経営企画本部長 平成22年11月 同社代表取締役社長 平成24年６月 株式会社デジタルハーツ 経営戦略室長 平成25年10月 株式会社株式会社ハーツユナイテッドグループ取締役 平成26年７月 同社取締役ＣＯＯ 平成29年８月 当社代表執行役員（現任）	263,900株
2	うえむら　たかし 上村　崇 （昭和54年８月４日）	平成15年４月 アクセンチュア株式会社入社 平成16年７月 株式会社インタースコープ入社 平成17年７月 当社設立 代表取締役社長（現任）	200,800株

（注）１．上記各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．松本壮志氏は、自らが無限責任組合員を務めるＡ＆Ｔ投資事業有限責任組合を通じて当社普通株式263,900株を保有しております。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さじ　まこと 佐治　誠 （昭和28年11月７日）	昭和51年４月　株式会社三和銀行入社 昭和63年10月　同行決済業務部長 平成13年４月　つばさ証券株式会社執行役員経営管理本部副本部長 平成16年１月　株式会社ＵＦＪ銀行ニューヨーク支店長 平成19年２月　新生証券株式会社取締役副会長 平成20年３月　バンクオブニューヨークメロン証券株式会社代表取締役社長 平成27年１月　同社取締役顧問 平成28年６月　Ｊトラスト株式会社顧問（現任）	－株
2	ほつき　ひでき 保月　英機 （昭和16年10月９日）	昭和40年４月　東京電気化学工業株式会社（現TDK株式会社）入社 平成14年11月　株式会社インタースコープ監査役 平成15年６月　同社取締役 平成16年９月　同社監査役 平成19年７月　当社監査役（現任）	12,600株
3	えなみ　せいじ 江南　清司 （昭和22年９月14日）	昭和49年１月　東京電気化学工業株式会社（現ＴＤＫ株式会社）入社 平成17年７月　同社取締役・執行役員経理部長 平成19年７月　同社取締役・常務執行役員 平成20年７月　同社取締役・専務執行役員 平成22年７月　同社顧問 平成26年３月　当社監査役（現任）	10,000株

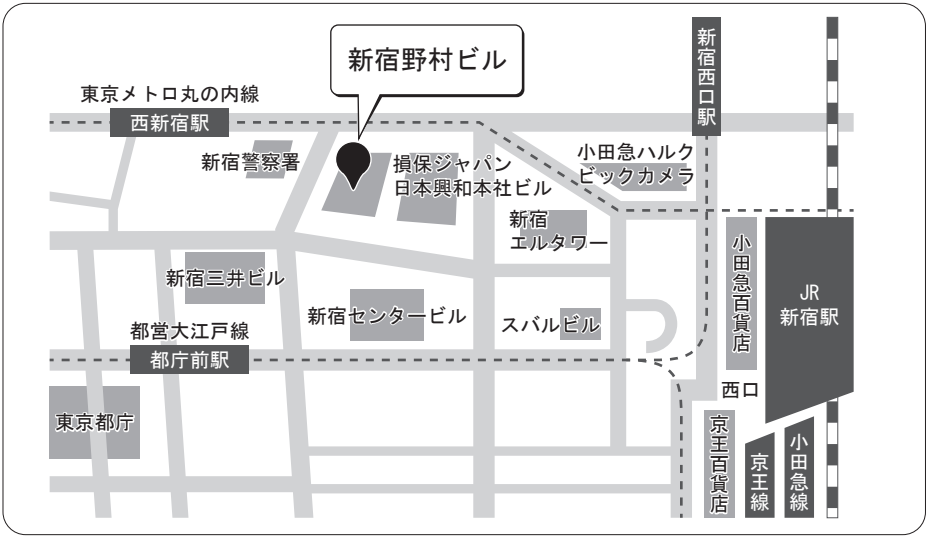
（注）１．各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．佐治誠氏、江南清司氏は、社外監査役候補者であります。
３．佐治誠氏は、バンクオブニューヨークメロン証券代表取締役社長を含む複数企業での経営経験に基づき、当社の経営に対して適切な監督、助言をいただけるものと判断し社外監査役候補者といたしました。
４．保月英機氏は、TDK株式会社における開発本部長としての経営経験に基づき、当社の経営に対して適切な監督、助言をいただけるものと判断し監査役候補者といたしました。
５．江南清司氏は、TDK株式会社における取締役専務執行役員としての経営経験に基づき、当社の経営に対して適切な監督、助言をいただけるものと判断し社外監査役候補者といたしました。
６．江南清司氏は現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。
７．佐治誠氏、江南清司両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合、当社は両者を独立役員とする予定であります。

８．当社は、佐治誠氏、保月英機氏、江南清司氏との間で、それぞれ会社法第427条第１項に基づき、会社法第423条第１項に規定される賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
新宿野村ビル48階　コンファレンスプラザ



＜会場までのご案内＞

【電車をご利用の場合】

・JR・小田急線・京王線「新宿」駅西口　徒歩７分
・東京メトロ丸の内線「西新宿」駅２番出口　徒歩４分
・都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅B2出口　徒歩３分

【自動車をご利用の場合】

新宿野村ビル地下駐車場（地下３階～地下５階）がございます。
駐車料金 30分300円
駐車台数 330台